

No. 1844
2019.9.9
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/miyosiminsyo/>
メール
miyosiminsyo@w41.tiki.ne.jp

項目 (中小企業に関連するもののみ)	施行日 (中小企業)
① 時間外労働の上限規制導入	2020年4月1日
② 年次有給休暇の確実な取得	2019年4月1日
③ 勤務間インターバル制度の導入	2019年4月1日
④ 中小企業の月60時間超え残業の割増賃金率の引き上げ	2023年4月1日
⑤ 労働時間の状況の客観的把握の義務付け	2019年4月1日
⑥ 「フレックスタイム制」の拡充	2019年4月1日
⑦ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差禁止	2021年4月1日

三次民商は、昨年から要求運動部を中心に様々な学習会を開いています。今回は今年4月から始まった働き方改革の学習会を開催しました。講師は『広島働き方改革支

要求運動部第一弾

働き方改革学習会

援センター』より、上田社会保険労務士さんにしていただき、8月26日の三次会場は11名、8月30日の高田会場は7名が参加しました。

年次有給休暇は
正社員(パート)がいれば、
手エツクが必要!

学習会の最初は、働き方改革関連法のポイントと施行日(表)を話され、その後、変更点などを詳しく説明されました。

今年4月1日以降に始まっている②の有給休暇については、①対象者は正社員だけでなく、短時間労働者(パート、アルバイト)も該当する場合があります。②有給休暇を取った日から1年以内に5日は取らせること ③年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存すること ④罰則や罰金があるなど、中小業者はその準備、対策が必要となります。

参加した会員からは「雨になった場合に有給休暇にしてもいいかな?」「管理簿の作り



講師をしていただいた
上田社会保険労務士

ういうものか?」という質問が出され、今後の対応を学びました。また、時間外労働の上限規制については、36協定を確実に作成することが必要であり、その書式も変更になっていることも強調されました。

助成金申請もまだ間に合い
社労士に相談できる!

こうした労働法制が変更になることで、時間短縮などのために機械購入をした場合、八十〜二百万円の助成金の申請もできます。具体例として、コピー機や什器などの買い替えも対象となり、私たち中小業者も該当します。今なら支援センターを通して、無料でこうした相談やそれ以外の相談もできますので、活用しましょう。

考え方が大きく変わった!補助金申請も今なら間に合う!

雨の中でも激しい闘いが!
全日本トライアル選手権



9月7日、三次市吉舎町にある灰塚トライアルパークで、全日本トライアル選手権第5戦が開催されました。三次民商も協賛し、第3セクション(コース)は民商コースとして華麗な走行が繰り広げられました。



当日は1500人が詰めかけ、山奥のパークは熱気ムンムン。会員の『坊ちゃん』さんのブースも盛況でした。

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

10の心得

税務調査についての
みんなの知恵と経験を出し合って、
不当な税務調査を許さない
活動を強めましょう

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

税務調査が発生していただきます！

税務署の異動も終わり、三次民商の会員にも税務調査が発生しています。改めて10の心得を叩き込みましょう。



1
自主申告は
権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です
(国税通則法16条)



2
相手の
身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること (国税通則法74条13)



3
不都合なら
断りを

事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは変更させることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること (国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)



4
信頼できる
立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定)



5
調査理由を
確かめよう

どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を明示すること」(憲法13条・31条、第72回国会で請願採択・1974年6月3日)



6
調査は
目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)



7
承諾なしの
侵入は違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入ること違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)



8
勝手な
取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法。(北村人権裁判・大阪高裁判決、1996年3月15日に確定) また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと



9
承諾なしの
反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務運営方針)



10
印鑑は命

印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること (公務員の職権乱用罪・刑法193条)

青年部主催
ゴルフコンペ
参加者募集中!
10月12日(土)
八千代カントリークラブ
会費2,000円
締め切り9月25日

9月10日(火)
午後10時
三次民商事務所に
8時半集合
国税局交渉

9月17日(火)
午後2時
広島みどり信用金庫
本店(庄原市)
**金融機関
本店交渉**

9月18日(水)
昼の部・午後2時
夜の部・午後7時
三次まちづくり
センター
**消費税反対
決起集会&
対策学習会**